

## 学校いじめ防止基本方針

大阪府立松原高等学校  
令和5年7月11日改訂

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、「優しいチカラ」と「社会につながる学力」を育てるインクルーシブな総合学科高校として、お互いの人権と多様性を認め、人権感覚豊かな、自主的な力をもった生徒の育成をめざしている。生徒が自信と誇りを獲得し、学びの過程の中で確実に成長していくため、本校ではあらゆる場面において人権を尊重した教育活動を行っている。よって、全教職員は、いじめは重大な人権侵害事象であると認識するとともに、ここに松原高校いじめ防止基本方針を定める。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

(1) 組織名 「拡大人権教育主担者会議」

(2) 構成員 校長、教頭、首席、人権教育主担、生徒指導主事、各学年代表、  
養護教諭、教育相談委員長、各学年人権教育担当者

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割  
(PDCA サイクルの実行を含む。)

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立松原高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	<p>学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</p> <p>高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約</p> <p>クラス開き (自分を開き、人と関わる)</p> <p>HR合宿 ①人との関わりの中での自分に気づく ②自己を深く見つめ、活き方を考える。 卒業生の聞き取り、クラスミーティング ③これからの決意を固める 「10カ月後の私への手紙」</p>	<p>学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</p> <p>クラス開き (自分を開示し、新たな仲間と関わる)</p> <p>校外学習 (仲間とともに)</p>	<p>学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</p> <p>クラス開き (自分を開示し、新たな仲間と関わる)</p> <p>進路アンケート</p> <p>校外学習(仲間とともに) ①行き先 ②班のメニュー決定 ③役割分担</p> <p>体育祭に向けて 4役選出(立候補演説、選挙)と役割分担</p>	<p>第1回拡大人権教育主催者会議(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」のHP更新</p>
5月	<p>文化祭準備</p> <p>文化祭</p>	<p>文化祭準備</p> <p>文化祭</p>	<p>文化祭準備</p> <p>文化祭</p> <p>課題研究</p>	<p>PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明</p>
6月	<p>人権LHR「障がいのある仲間と共に生きるために」</p> <p>人権LHR ①一人ひとりの違いや特性を考える ②松高の歴史—障がいのある仲間も普通高校へ</p> <p>いじめ等アンケート実施</p>	<p>人権LHR「Let's Meet Korea!」 ①朝鮮半島南北分断の現実と統一への思いを知る ②パスポート取得の説明 ③振り返り</p> <p>いじめ等アンケート実施</p>	<p>人権LHR「生き方を考える進路選択」 ①統一用紙の精神 ②面接指導と違反質問</p> <p>いじめ等アンケート実施</p>	<p>教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)</p>
7月	<p>保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)</p> <p>産業社会と人間 「社会体験の報告・クラス別グループ発表」 (社会性の育成)</p>	<p>④韓国文化学習</p> <p>保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)</p>	<p>③進路別学習</p> <p>保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)</p> <p>課題研究 ①フィールドワーク ②夏休みの研究計画</p>	<p>第2回拡大人権教育主催者会議 (進捗確認)</p>
8月	<p>平和学習(1・2年集会) ピースワークショップの報告発表・映画</p>	<p>平和学習(1・2年集会) ピースワークショップの報告発表・映画</p>	<p>課題研究 フィールドワークと夏休みの研究報告(発表)</p>	

9月	産業社会と人間「サマーワークリポート発表」 (社会性の育成)	人権LHR ⑤)ジャンル別体験の事前学習 ⑥)高校交流の説明・準備 ⑦)行程、持ち物確認、直前準備、諸注意	進路LHR (それぞれの生き方)	教育相談週間
10月	体育祭・結団式学年種目決め (仲間とともに)  体育祭  いじめ等アンケート実施	体育祭・結団式学年種目決め (仲間とともに)  体育祭  いじめ等アンケート実施	体育祭・結団式学年種目決め (仲間とともに)  体育祭  いじめ等アンケート実施	上半期のいじめ状況調査  第3回拡大人権教育主催者会議 (状況報告と取組の検証)
11月	産業社会と人間 「リサーチディの報告・企画の原案作り」			
12月	「人権のつどい」実行委員の募集  人権LHR 「多様な性のあり方について」	人権LHR「ジャンル別学習」 (さまざまな人権課題の解決にむけて) (1)ジャンル別事前学習 (2)ジャンル別講演 (3)ジャンル別学習報告 (4)振り返り 「人権のつどい」に向けて	卒業式準備  人権LHR 「卒業式に向けて」 3年間を振り返って  課題研究プレ発表(ジャンル別)	
1月	人権LHR 「そよ風村ワーク」先輩からの聞きとり		課題研究発表大会優秀作品の発表  いじめ等アンケート実施	
2月	「人権のつどい」 学年のテーマの発表・振り返り  いじめ等アンケート実施  「10カ月後の私への手紙」1年間の振り返り 「2年後の私への手紙」  産業社会と人間発表大会 「企画優秀作品の発表・表彰式」	「人権のつどい」 学年のテーマの発表・振り返り  いじめ等アンケート実施  1年間の振り返り		第4回拡大人権教育主催者会議 (年間の取組の検証)
3月			卒業式	

## 5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止人権教育主催者会議を年4回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

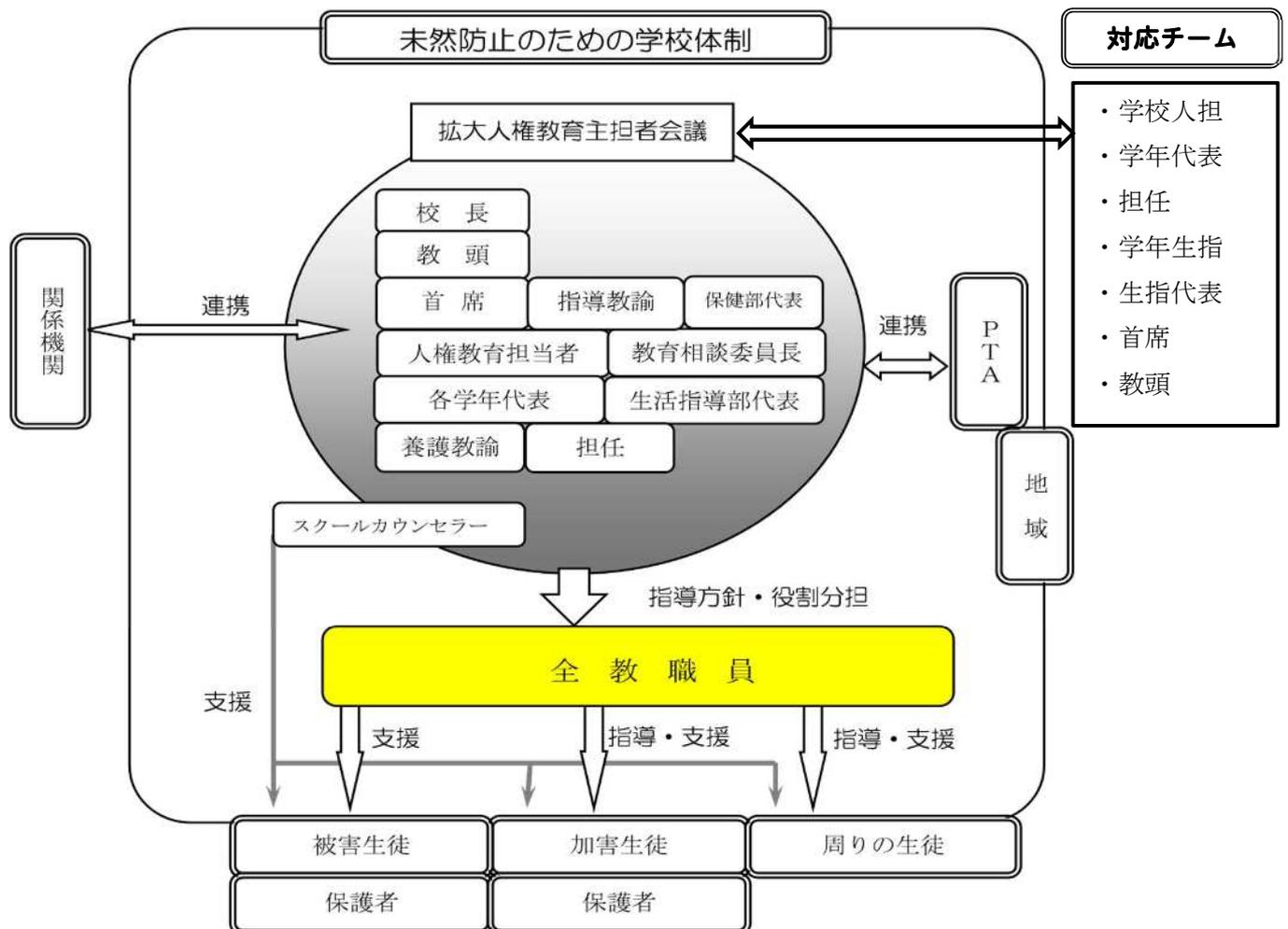
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、と特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2 学校体制

松原高校は、様々な立場の生徒が共に生活する場である。学校は、一人ひとりの生徒に居場所があり、生き生きと学ぶことができる場でなければならない。そのためにも全教職員の一した指導体制のもと、人権の尊重された教育を実践し、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにしなければならない。

松原高校ではいじめ未然防止のための学校体制を次のように定める。



## 2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめについての定義等を周知し、いじめ未然防止のため、教職員間の連携を密に行い、生徒に関する情報を学年会議および人権担当者会議で共有する。また、職員研修（年3回）を実施し、教職員の人権意識の向上を図る。生徒に対しては、人権尊重の精神の徹底をはかる基盤は、クラスの仲間づくりであると考え、HR合宿、クラス開きなどを通じ「自分を開き」「相手を受け入れる」関係づくりを推進する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、クラス行事や学校行事、LHRを積極的に活用し、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を身に付ける。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、担任を中心とした生徒への日々の声かけを行い、クラス日誌、通信を活用して、平素から生徒の思いを受け止め、早期に教職員で問題を共有するとともに学校として問題解決を図る。

学校は生徒一人一人が活躍できる場でなければならない。そのためにも人権学習を充実させ、人権学習実行委員など、本校の特色ある活動に興味関心を持つ生徒を発掘し、明確な目標、意欲を持つ生徒相互をつなぎ、各活動の充実を支援する。松原高校では、生徒自身が課題を見つけ、いろいろな人とコンセンサスを取りながら、課題を解決していく姿勢、ストレスに適切に対処し、社会を生きる力を身につける学びを展開している。

また、授業についても、分かりやすい授業づくりを進めるために、授業のユニバーサルデザインを行い、視覚化に努めるとともに、教員による不適切な認識や言動、指導の在り方により、いじめが生じまたは助長されることのないように、研修などにより教職員の人権意識を高める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、担任はクラス開き、HR合宿をはじめに「安心空間」としてのクラス作りを行、生徒それぞれの個性への理解を深める。人権学習実行委員などのクラスリーダーの育成、自主活動への参加を働きかける。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む態度を身に付け、人権的な生徒の自立を促すため、自主活動グループを育成する。自立支援生や障がいのある仲間がよりよい学校生活を送っていけるよう共に考え、行動する「仲間の会」、同じような状況や経験を共有しうる上級生が1年生の学習や生活のサポートや支援にあたる「ピアカウンセラー」、同世代の若者へHIV/AIDSへの正しい理解や啓発を呼びかける「るるくめいと」など、生徒同士がお互い学び合い、成長していくピアエデュケーション（相互学習）にもとづく本校ならではの特色ある自主活動グループを、学年や学校をあげての支援体制のもとで育成する。また、その頑張りやその成果を各学年の生徒集団育成に還元していくことで個および集団の人権的な自立を図る。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施し、検証を行う。生徒の相談の場として教育相談室を設置し、担任、保健室、生活指導部、人担等が連携して相談活動を行う。また、教職員の高い洞察力により、いじめを早期に把握し、関係者会議による情報収集やケース会議を開催し支援体制を整え、必要に応じて、SCやSSW、外部機関につなげる。
- (2) 担任は保護者と連絡を密に取り、懇談や授業参観を通じて、連携して生徒を見守る。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるように、日頃から担任は保護者への連絡を密にとり、また、その他学校生活において、生徒保護者との信頼関係を築くことを怠らない。
- (4) 教育相談係は、教育相談だによりにより、相談体制を広く周知する。  
人権教育主担者は、定期的な主担者会議において、生徒の情報を共有し、対応を協議する中で、教育相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重に取り扱う。

### 第4章 いじめに対する考え方

#### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができ

ると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) 学校人権教育主担（当該学年）が中心となり、対応チームを作り、関係者会議を行う。
- (2) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。  
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。  
その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (3) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに人権教育主担者や学年代表に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（拡大人権教育主担者会議）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (4) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (5) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。  
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、拡大人権教育主担者会議が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、拡大人権教育主担者会議において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

## 第5章 その他

いじめの未然防止および早期解決には、平素からの教職員と生徒保護者との信頼関係が不可欠であり、教職員が生徒の話しを日頃から聴く姿勢をもつことや担任による保護者への丁寧な連絡が重要となる。

教職員は、日頃から生徒理解、未然防止や早期発見に努め、いじめが発生した際は問題を隠さず、報告連絡を迅速かつ適切に行い、組織的な取組が行われるようにする。

そのためにも管理職は日頃から相談しやすい職場環境づくりを心がける。